

(質問)

災害による県税の申告、申請等に関する期限の延長制度について教えてください。

(回答)

1. 県または他の都道府県の区域の全部または一部にわたる災害等により、地方税法または山梨県税条例に定めのある申告、申請、請求その他の書類の提出期限または納付納入期限までにこれらの行為ができないと知事が認めるときは、これら期限が延長されます。

この場合、知事が、地域、延長する期間及び延長する事項を告示することによって行います。延長する期間は、その災害が止んだ日から二月以内です。

2. 1以外に個別的事例、狭い範囲内の事例については、住民からの申請に基づき、県税事務所等が個別に審査した上で延長されます。

この場合の期限の延長期間は災害が止んだ日から二月以内で、申請者が既に1の期限の延長を受けていた場合には、その合計期間は二月以内です。

(問い合わせ先)

連絡先 総合県税事務所、東部相談室、自動車税事務所、税務課
担当
電話 総055-223-3605～3617 東0554-22-7830 自055-262-4662
税055-223-1386～1389
F A X 総055-226-4275東0554-22-7804自055-263-2421税055-223-1390
E - m a i l 総kenzei-cb@pref.yamanashi 自jidosyazei@pref.yamanashi
税zeimu@pref.yamanashi
ホームページ 県税のホームページ<http://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/>